

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年3月8日 提出
【計算期間】	第3期中（自 2023年6月13日 至 2023年12月12日）
【ファンド名】	セゾン共創日本ファンド
【発行者名】	セゾン投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 園部 鷹博
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋3-1-1
【事務連絡者氏名】	武石 啓男
【連絡場所】	東京都豊島区東池袋3-1-1
【電話番号】	03-3988-8669
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

１【ファンドの運用状況】

以下は2023年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。小数点以下第2位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本 / 地域	3,544,548,600	96.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）		112,470,573	3.08
合計（純資産総額）		3,657,019,173	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年12月末日現在および下記計算期間末日の純資産総額の推移、および1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末				
2022年6月10日	2,076,540,985	（同左）	1.0246	（同左）
第2期計算期間末				
2023年6月12日	3,291,132,795		1.1903	
2022年12月末日	2,556,215,929	-	0.9792	-
2023年1月末日	2,741,717,264	-	1.0276	-
2023年2月末日	2,781,129,824	-	1.0320	-
2023年3月末日	2,914,876,231	-	1.0680	-
2023年4月末日	3,017,056,570	-	1.0991	-
2023年5月末日	3,186,478,386	-	1.1428	-
2023年6月末日	3,387,687,499	-	1.2104	-
2023年7月末日	3,440,723,504	-	1.1932	-
2023年8月末日	3,578,720,513	-	1.2035	-
2023年9月末日	3,636,081,803	-	1.1853	-
2023年10月末日	3,545,617,414	-	1.1248	-
2023年11月末日	3,697,576,199	-	1.2128	-
2023年12月末日	3,657,019,173	-	1.2127	-

【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	2022年2月1日～2022年6月10日	-
第2期	2022年6月11日～2023年6月12日	-

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2022年2月1日～2022年6月10日	2.46
第2期	2022年6月11日～2023年6月12日	16.17
第3期中間	2023年6月13日～2023年12月12日	0.70

収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

2 【設定及び解約の実績】

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間 （2022年2月1日～2022年6月10日）	2,113,869,297	87,266,466
第2期計算期間 （2022年6月11日～2023年6月12日）	1,280,025,985	541,576,486
第3期中間計算期間 （2023年6月13日～2023年12月12日）	686,584,648	403,720,018

第1期計算期間の設定口数には、当初募集口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2023年6月13日から2023年12月12日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【セゾン共創日本ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2023年6月12日現在)	第3期中間計算期間 (2023年12月12日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	167,000,000	162,000,000
金銭信託	811,882	499,458
株式	3,127,872,600	3,507,360,950
未収配当金	18,659,880	649,800
流動資産合計	3,314,344,362	3,670,510,208
資産合計	3,314,344,362	3,670,510,208
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,774,097	17,051,177
未払受託者報酬	311,760	2,204
未払委託者報酬	14,031,560	99,215
その他未払費用	94,150	19,371
流動負債合計	23,211,567	17,171,967
負債合計	23,211,567	17,171,967
純資産の部		
元本等		
元本	2,765,052,330	3,047,916,960
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	526,080,465	605,421,281
(分配準備積立金)	482,748,274	422,127,788
元本等合計	3,291,132,795	3,653,338,241
純資産合計	3,291,132,795	3,653,338,241
負債純資産合計	3,314,344,362	3,670,510,208

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期中間計算期間 自 2022年 6 月11日 至 2022年12月10日	第3期中間計算期間 自 2023年 6 月13日 至 2023年12月12日
営業収益		
受取配当金	21,980,250	27,703,600
受取利息	4	5
有価証券売買等損益	36,139,256	12,231,488
その他収益	56	111
営業収益合計	58,119,566	39,935,204
営業費用		
受託者報酬	259,797	387,479
委託者報酬	11,692,763	17,438,546
その他費用	148,292	189,208
営業費用合計	12,100,852	18,015,233
営業利益又は営業損失()	46,018,714	21,919,971
経常利益又は経常損失()	46,018,714	21,919,971
中間純利益又は中間純損失()	46,018,714	21,919,971
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,189,684	5,615,350
期首剰余金又は期首欠損金()	49,938,154	526,080,465
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,392,187	128,058,303
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	14,392,187	128,058,303
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,926,720	76,252,808
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	4,926,720	76,252,808
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	102,232,651	605,421,281

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第2期 2023年6月12日現在	第3期中間計算期間 2023年12月12日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,765,052,330口	3,047,916,960口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	1.1903円	1.1986円
(1万口当たり純資産額)	(11,903円)	(11,986円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第2期 2023年6月12日現在	第3期中間計算期間 2023年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は、原則としてすべて時価で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)金銭債権及び金銭債務 同左

（その他の注記）

元本の移動

	第2期 2023年6月12日現在	第3期中間計算期間 2023年12月12日現在
期首元本額	2,026,602,831円	2,765,052,330円
期中追加設定元本額	1,280,025,985円	686,584,648円
期中一部解約元本額	541,576,486円	403,720,018円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2023年12月末日現在の資本金の額	1,000百万円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	56,667株

直近5ヵ年の資本金の額の増減

該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

2023年12月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	3本	712,077百万円
合計	3本	712,077百万円

（３）【その他】

本報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるセゾン投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表及び当事業年度に係る中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,757,606	3,221,169
直販顧客分別金信託	982,010	791,606
貯蔵品	4,844	7,082
前払費用	13,019	15,323
未収委託者報酬	724,939	821,407
その他	2,094	2,455
流動資産合計	4,484,515	4,859,045
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 22,596	1 17,457
工具、器具及び備品	1 7,025	1 4,780
その他	1 12,030	1 8,603
有形固定資産合計	41,651	30,842
無形固定資産		
ソフトウェア	58,249	38,295
ソフトウェア仮勘定	-	46,400
無形固定資産合計	58,249	84,695
投資その他の資産		
差入保証金	37,702	36,102
繰延税金資産	36,499	33,517
投資その他の資産合計	74,202	69,619
固定資産合計	174,103	185,157
資産合計	4,658,618	5,044,202
負債の部		
流動負債		
預り金	201,612	170,175
顧客からの預り金	981,158	789,568
未払金	126,997	170,297
未払費用	27,525	27,621
未払法人税等	221,826	139,617
未払消費税等	53,467	40,136
賞与引当金	63,190	55,940
流動負債合計	1,675,779	1,393,357
負債合計	1,675,779	1,393,357
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	77,156	77,156
資本剰余金合計	77,156	77,156
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,905,683	2,573,689
利益剰余金合計	1,905,683	2,573,689
純資産合計	2,982,839	3,650,845
負債・純資産合計	4,658,618	5,044,202

（２）【損益計算書】

	（単位：千円）	
	前事業年度 （自2021年4月 1 日 至2022年3月31日）	当事業年度 （自2022年4月 1 日 至2023年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	2,046,687	2,390,388
その他営業収益	145	218
営業収益計	2,046,832	2,390,606
営業費用		
支払手数料	135,374	218,001
広告宣伝費	43,143	65,486
調査費	8,844	13,214
委託計算費	150,810	153,312
営業雑経費	268,976	238,470
通信費	51,116	47,540
印刷費	49,777	41,410
協会費	2,380	2,876
業務外注費	103,744	81,299
その他営業雑経費	61,956	65,344
営業費用計	607,148	688,484
一般管理費		
給料	389,254	435,716
役員報酬	37,249	47,562
給料・手当	253,315	303,314
賞与	19,379	19,401
賞与引当金繰入額	63,190	47,508
退職給付費用	16,120	17,930
交際費	1,487	3,526
旅費交通費	6,748	12,619
租税公課	21,204	23,267
不動産賃借料	51,843	53,928
固定資産減価償却費	32,639	34,106
諸経費	166,815	212,072
一般管理費計	669,994	775,237
営業利益	769,689	926,883
営業外収益		
受取利息	67	71
講師料等収入	3,795	1,746
その他	239	781
営業外収益計	4,103	2,599
営業外費用		
和解金	-	2,327
その他	1,261	1,148
営業外費用計	1,261	3,475
経常利益	772,530	926,007
税引前当期純利益	772,530	926,007
法人税、住民税及び事業税	253,462	255,018
法人税等調整額	25,229	2,982
法人税等合計	228,233	258,001
当期純利益	544,297	668,006

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	1,361,385	1,361,385	2,438,542	2,438,542
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	544,297	544,297	544,297	544,297
当期変動額合計	-	-	-	-	544,297	544,297	544,297	544,297
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	1,905,683	1,905,683	2,982,839	2,982,839

当事業年度（自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	1,905,683	1,905,683	2,982,839	2,982,839
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	668,006	668,006	668,006	668,006
当期変動額合計	-	-	-	-	668,006	668,006	668,006	668,006
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	2,573,689	2,573,689	3,650,845	3,650,845

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物5～8年

工具、器具及び備品5～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	9,322千円	14,460千円
工具、器具及び備品	18,265千円	20,633千円
その他	8,185千円	10,574千円
有形固定資産合計	35,772千円	45,668千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	-	-	56,667株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	-	-	56,667株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額 222,134千円

1株当たりの配当額 3,920円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（リース取引関係）

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行が分別管理しております。

顧客からの預り金は、受託銀行が分別管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収委託者報酬は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投機的な取引及び投資は行わない方針のため、市場リスクは僅少であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金管理担当部署が適時に資金繰り計画を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2022年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）	当事業年度 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。また、親会社等からの出向者には、出向元の退職給付制度が採用されております。 2．確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は16,120千円であります。	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は17,930千円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	22,441千円	19,637千円
未払事業税	11,500千円	8,927千円
その他	3,608千円	4,952千円
繰延税金資産小計	37,550千円	33,517千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,050千円	- 千円
評価性引当額小計	1,050千円	- 千円
繰延税金資産合計	36,499千円	33,517千円
（注）前事業年度は、賞与引当金の一部を貸借対照表では未払費用に含めて表示しております。		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減額	0.14%	0.11%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%	0.03%
住民税均等割等	0.30%	0.25%
租税特別措置法上の税額控除	1.14%	2.65%
その他	0.13%	0.27%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.54%	27.86%

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自2021年4月1日至2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日至2023年3月31日)
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。	同左

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

	前事業年度 (自2021年4月1日至2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日至2023年3月31日)
セゾン・グローバルバランスファンド	1,200,350千円	1,366,997千円
セゾン資産形成の達人ファンド	844,142千円	1,002,039千円
セゾン共創日本ファンド	2,194千円	21,351千円
その他	145千円	218千円
顧客との契約から生じる収益	2,046,832千円	2,390,606千円
外部顧客への売上高	2,046,832千円	2,390,606千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）	当事業年度 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）
1．セグメント情報 当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。 2．関連情報 （1）製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 売上高 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 （3）主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。 3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。 4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。 5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。	1．セグメント情報 同左 2．関連情報 （1）製品及びサービスごとの情報 同左 （2）地域ごとの情報 売上高 同左 有形固定資産 同左 （3）主要な顧客ごとの情報 同左 3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 同左 4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左 5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左

（関連当事者情報）

前事業年度（2021年4月1日 至2022年3月31日）

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

（株）クレディセゾン（東京証券取引所に上場）

当事業年度（2022年4月1日 至2023年3月31日）

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

（株）クレディセゾン（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）	当事業年度 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）
1株当たり純資産額 52,638円03銭 1株当たり当期純利益金額 9,605円19銭	1株当たり純資産額 64,426円31銭 1株当たり当期純利益金額 11,788円28銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 544,297千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 544,297千円 普通株式の期中平均株式数 56,667株	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 668,006千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 668,006千円 普通株式の期中平均株式数 56,667株

（重要な後発事象）

前事業年度 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）	当事業年度 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表
(中間貸借対照表)

		第18期中間会計期間 (2023年9月30日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			4,000,240	
直販顧客分別金信託			967,302	
未収委託者報酬			991,357	
棚卸資産			4,740	
その他			22,741	
流動資産合計			5,986,382	96.8
固定資産				
有形固定資産	1		49,113	
無形固定資産			74,303	
投資その他の資産			73,695	
固定資産合計			197,112	3.2
資産合計			6,183,495	100.0
負債の部				
流動負債				
預り金			1,061,301	
顧客からの預り金			863,052	
未払法人税等			163,653	
賞与引当金			22,430	
その他	2		246,165	
流動負債合計			2,356,603	38.1
負債合計			2,356,603	38.1
純資産の部				
株主資本				
資本金			1,000,000	16.2
資本剰余金				
資本準備金		77,156		
資本剰余金合計			77,156	1.2
利益剰余金				
利益準備金		22,213		
その他利益剰余金		2,727,521		
繰越利益剰余金		2,727,521		
利益剰余金合計			2,749,735	44.5
株主資本合計			3,826,891	61.9
純資産合計			3,826,891	61.9
負債・純資産合計			6,183,495	100.0

(中間損益計算書)

		第18期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
営業収益		1,444,751	100.0
営業費用		438,978	30.4
一般管理費	1	445,748	30.8
営業利益		560,024	38.8
営業外収益		590	0.0
営業外費用		1,081	0.1
経常利益		559,533	38.7
税引前中間純利益		559,533	38.7
法人税、住民税及び事業税		151,543	10.4
法人税等調整額		9,809	0.7
法人税等合計		161,353	11.1
中間純利益		398,180	27.6

注記事項

（重要な会計方針）

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～8年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5．その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	第18期中間会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	59,668千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第18期中間会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
有形固定資産	9,875千円
無形固定資産	11,392千円

（リース取引関係）

第18期中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第18期中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第18期中間会計期間（2023年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第18期中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

第18期中間会計期間
（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

1．セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

第18期中間会計期間 （自2023年4月1日 至2023年9月30日）	
セゾン・グローバルバランスファンド	797,302千円
セゾン資産形成の達人ファンド	632,524千円
セゾン共創日本ファンド	14,852千円
その他	72千円
顧客との契約から生じる収益	1,444,751千円
外部顧客への売上高	1,444,751千円

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第18期中間会計期間 （自2023年4月1日 至2023年9月30日）	
1株当たり純資産額	67,532円98銭
1株当たり中間純利益金額	7,026円67銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	398,180千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	398,180千円
普通株式の期中平均株式数	56,667株

独立監査人の監査報告書

2023年 6 月19日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八代 輝雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月 7 日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	八代 輝雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石倉 毅典	印
--------------------	-------	-------	---

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年 2月 26日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石倉 毅典 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン共創日本ファンドの2023年6月13日から2023年12月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン共創日本ファンドの2023年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月13日から2023年12月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、セゾン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。